



水銀に関する水俣条約実施推進事業

2019年度要求額
313百万円（293百万円）

背景・目的

- 水銀に関する水俣条約（水俣条約）が平成29年8月に発効したことも踏まえ、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律（水銀汚染防止法）」に基づく関連施策の適切な運用を図る。
- 水俣条約の適切な運用により水銀による環境リスクが低減されるよう、条約に規定されるガイダンス、有効性評価に資するモニタリングデータ等の水俣条約の運用体制の整備支援をするとともに、関係国・機関と連携しつつ我が国の水銀対策手法の国際展開を通じた途上国支援を行う。

事業目的・概要等

事業概要

○水銀汚染防止法施行経費

- 水銀汚染防止法に基づく水銀等貯蔵・水銀含有再生資源管理に関する報告の着実な運用・情報分析等を行う。また水銀に関するマテリアルフローをとりまとめ、2019年中に水俣条約第3回締約国会議（COP3）に提出する。特定水銀使用製品の製造等の禁止について着実な施行を担保するため、水銀含有実態調査を実施する。
- 水俣条約で発効後5年以内に再検討することとされている附属書について、COP3から開始予定の当該議論に対応するために必要な検討を行う。また、水俣条約締約国の最初の報告が2019年末に求められていることから、必要な情報の取りまとめを行う。

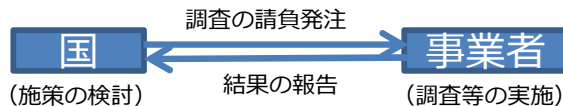
○水俣条約運用体制の整備支援

- 条約の技術ガイダンス、有効性評価の枠組等の策定にかかる専門家技術ワーキンググループにおいて、水銀対策先進国としての立場を活かして、国際的なルール作りを主導する体制を整える。条約の有効性評価に資するモニタリングデータ等の収集・整備を進め、グローバルモニタリング計画への技術インプットを行う国内検討会において有識者の意見を集約するとともに、アジア太平洋地域においてデータ共有のネットワーク化を進める。

○我が国水銀対策手法の国際展開

- 途上国の水銀対策ニーズ調査結果をふまえ、日本企業との連携を進めるための情報交換会の実施、海外関係機関への働きかけ、技術の普及につながる各国法制度整備に向けた支援等を行う。その際、米国等の関係国・機関と密接に連携するとともに、既存の内外資金メカニズムの活用を目指す。

事業スキーム



期待される効果

国内外の水銀対策を推進しグローバルな「マーキュリー・ミニマム」の環境の構築に貢献

水銀マイナスプログラム（MINAS）

我が国の水銀協カパッケージ：これまでの成果事例

取組と情報のネットワーク化

- アジア太平洋水銀モニタリング
- 訪日研修、日米共同ワークショップ
 - データ収集・共有等の支援
 - 一般大気モニタリングの地域内展開

水銀の現状調査・評価支援

- 水銀の実態把握、実施計画・制度設計
- 世界水銀廃棄物アセスメント調査
 - 意識向上等の支援
 - 啓発資料作成支援

優れた日本の技術による途上国の水銀対策の強化

- 日本の技術情報収集・提供
- 民間企業との情報交換会、技術紹介ビデオ・フライヤー
 - 民間企業の国際展開、プロジェクト形成等の支援
 - 内外資金メカニズム調査、無水銀プロセス転換などの計画立案

途上国の適切な条約履行を支援